加古川市内に居住し、中小企業等に雇用された方へ

返還する奨学金の一部を補助します！

令和5年度 ぐうっと！かこがわ

奨学金返還支援補助金

正規雇用を目指す方を応援します！

正規雇用に準じる

NEW 非正規雇用の方も対象になりました！

年間最大 24万円

（36ヵ月まで補助）

令和６年３月１日時点の勤務地	補助率	上限額
市内	10/10	年 24 万円（月２万円）
市外	1/2	年 12 万円（月１万円）

申請期限

令和６年１月４日（木）

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- ☑ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第１・２種）を滞りなく返還している方
- ☑ 平成４年４月２日以降に生まれた方　又は前年度に当該補助金の交付を受けた方
  ※ただし、前年度までに３６ヵ月補助を受けた方は対象外です。
- ☑ 令和６年１月１日時点で加古川市内に住所を有する方
  ※申請時点では加古川市民ではない方（令和６年１月１日までに市内に転入予定の方）も申請は可能です。
- ☑ 平成 30 年４月１日から令和５年 12 月 31 日までの間に、中小企業等（※）に正規雇用され、かつ、令和６年３月１日まで継続して雇用される方

または 平成 30 年４月１日から令和４年 12 月 31 日までの間に、中小企業等に正規雇用に準じる形で雇用され、かつ、令和６年３月１日まで継続して雇用される方

※中小企業等とは、社会福祉法人、資本金の額又は出資の総額が３億円以下又は従業員が 300 人以下の法人、個人など。国、公共法人、その他国又は普通地方公共団体が資本金等の２分の１以上を出資している法人は対象外です。

※正規雇用に準じる形とは、所定労働時間が正規雇用の３／４以上である雇用形態をいいます。

★上記以外の要件もあります。詳しくは加古川市ＨＰをご確認ください。

加古川市 HP はこちら

QR コード

申請先

加古川市　産業振興課　労働政策係（加古川市役所　新館３階）
〒675-8501　加古川市加古川町北在家 2000 番地
電話：079-427-3074（直通）　FAX：079-424-1373

中小企業等に就職される市内の若者をサポートします。
加古川市に住みながら、魅力ある地元の企業で働きませんか？

補助金額は、令和６年３月１日時点で市内の事業所に勤務している場合は補助対象期間中に返還した奨学金の 10/10（月２万円）、市外の事業所に勤務している場合は 1/2（月１万円）となります。
※兵庫型奨学金返済支援制度を受けている場合は、その額を除いて計算します。
補助対象期間とは、令和５年４月から令和６年３月のうち、中小企業等に正規雇用又は正規雇用に準じる形で雇用され、かつ、奨学金を返還している期間です。

【正規雇用に準じる形での雇用の場合】雇用から１年を経過した日が補助対象期間の始期です。

補助対象期間の例　※正規雇用者の場合

（令和５年４月に正規雇用、令和５年 10 月に奨学金返還開始の場合）

令和5年 4 月　令和5年 10 月　令和6年 3 月

中小企業等に正規雇用（令和 5 年 4 月～）

奨学金返還開始（令和 5 年 10 月～）

この６ヵ月間が補助対象期間

※ただし、令和６年１月１日時点で市内に住所を有していない、または、令和６年３月１日まで継続して中小企業等に正規雇用されていない場合は、補助金を受けることはできません。

補助金交付までの流れ

時期	申請者→加古川市	加古川市→申請者
令和６年１月４日（〆切）	交付申請	
令和６年１月～３月		交付（不交付）決定通知
令和６年３月下旬	実績報告	
令和６年４月		交付確定
令和６年４月～５月		補助金交付

申請方法

（１）申請方法　　申請書を郵送にて提出　提出先：加古川市役所　産業振興課（新館３階）
（２）申請期限　　**令和６年１月４日（木）【必着】**
（３）申請に必要な書類

必要なもの	備　考
①交付申請書※	記入もれに注意
②中小企業等に雇用されていることが確認できる書類	健康保険証、雇用契約書などの写し
③日本学生支援機構が発行する補助対象期間における奨学金の返還金額や返還方法の詳細が確認できる書類	
④市税確認承諾書※	市税の滞納がある場合、補助対象外

※書類は加古川市ホームページ又は産業振興課窓口で取得できます。